

議案第 6 5 号

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年加西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「清掃地区」を「清掃地域」に改める。

第 6 条第 1 項中「つとめなければならない。」を「努めなければならない。」に改め、同条第 4 項中「容器」を「指定袋」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

第 9 条第 2 項中「一搬廃棄物」を「一般廃棄物」に改める。

第 10 条第 1 項中「業とし」を「業として」に改める。

第 12 条及び第 13 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 12 条 一般廃棄物清掃業者等（浄化槽の清掃を業とする者を除く。）は、廃法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物清掃業者等は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他廃省令で定める事項を変更したときは、その日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第 13 条 市長は、一般廃棄物清掃業者等が法令の規定又は許可の条件に違反し、又はこれらに基づく義務を履行しないときは、その許可を取消し又は業務の停止を命ずることができる。

第 16 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

（1） し尿（家畜のふん尿を除く。） 180 リットルにつき 2,400 円、1 世帯当たり収集 1 回につき 200 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）が令和８年６月１９日に公布され、施行されることに伴い、引用条文の条ずれを修正するほか、文言等を整備するため所要の改正を行うもの。